

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		国民投票の在外投票人名簿ファイル	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的		日本国憲法の改正手続に関する法律第20条において、国民投票のための投票人名簿の調製及び保管は、市選挙管理委員会が行うものとされているため。	
記録項目		1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 世帯主、6 投票区	
記録範囲		国民投票の投票人	
記録情報の収集方法		住民基本台帳調整事務で収集した記録情報を利用	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		選挙人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	(所在地)	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		関連法令：日本国憲法の改正手続に関する法律第20条、同法第24条、同法第33条、同法第35条、同法第38条	